

『名古屋空港周辺林先地区計画』の変更手続きについて

1 背景

名古屋空港周辺林先地区計画は、平成18年11月17日に町決定した約10.4haの地区です。

この地区は、旧名古屋空港の時代は国際線旅客ターミナルを中心とした基幹空港施設地区として年間約400万人の旅客で賑わっていました。平成17年2月17日の中部国際空港（セントレア）開港と同時に開港した県営名古屋空港では空港区域外に位置付けられたことにより、土地等は国から民間に売却され、都市基盤が整い大規模集客施設が立地しました。

このことから、平成22年12月24日に「近隣商業地域」として市街化編入され、建築物等の用途の制限も変更されました。

平成23年12月22日に、既存工場を含む空港周辺地区が『アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区』の指定を受け、「航空宇宙産業」を育成・振興することとしています。

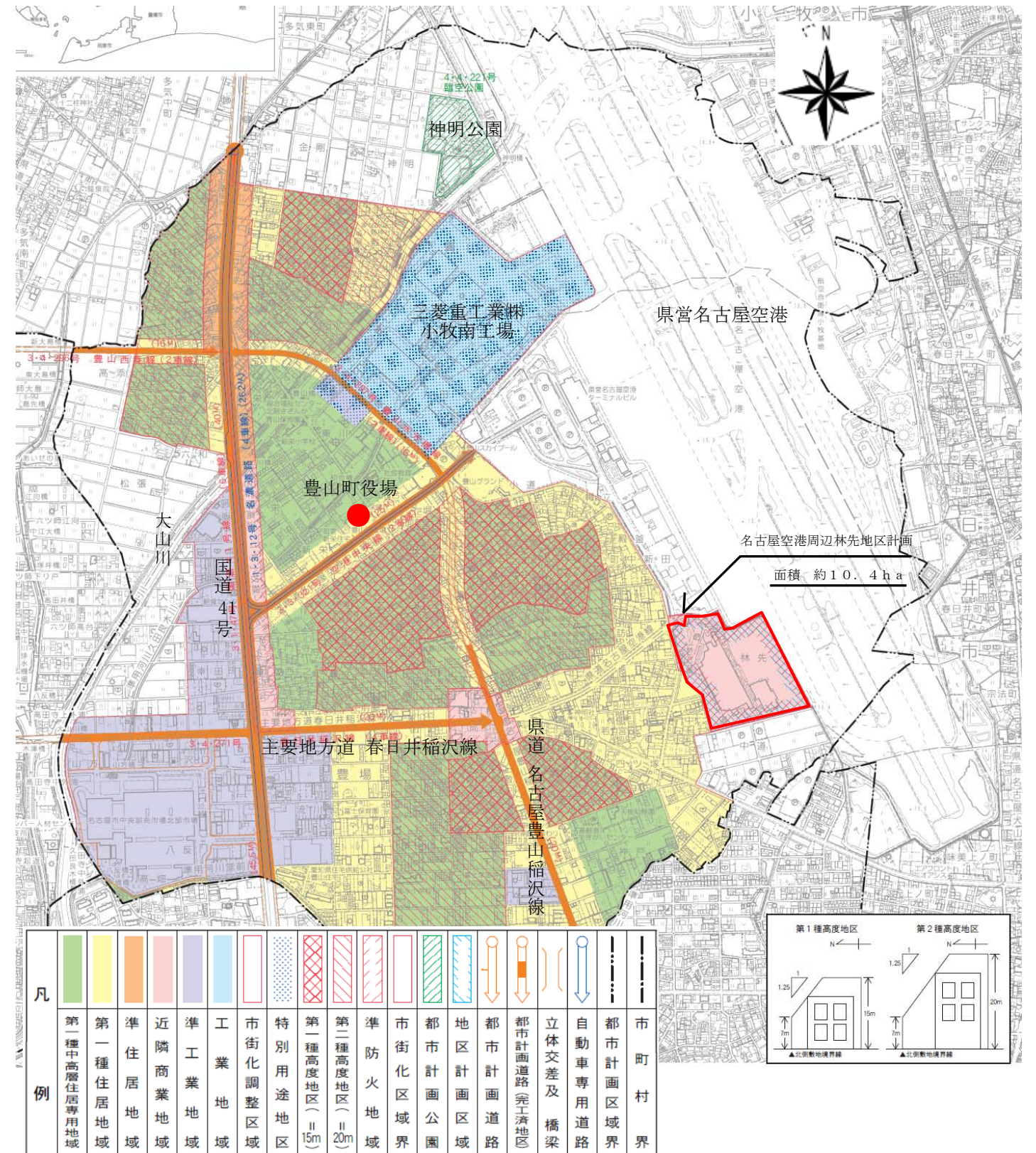
こうした中、MRJ量産工場や点在する既存施設等と連携する拠点施設として、本地区内において、「航空機をテーマとした見学者の受入拠点施設」を愛知県が建設することが発表されたところです。

愛知県が拠点施設の建設を予定している区域は、本地区計画において地区施設の「緑地」に位置づけられていることから、拠点施設として活用するためには、「緑地の変更」が必要となります。

地区計画の決定権者は市町村であり、愛知県の計画を推進するには、豊山町が地区計画を変更することが求められています。



総括図（位置図）



2 今後の主な都市計画の手続き

